○外務省告示第三百三十七号

平成二十五年十月二十五日にネーピードーで、中央銀行業務ＩＣＴシステム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十五年十一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　中央銀行業務ＩＣＴシステム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五十一億円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

○外務省告示第三百三十八号

平成二十五年十月二十五日にネーピードーで、第二次気象観測装置整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十五年十一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　第二次気象観測装置整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二億三千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

○外務省告示第三百三十九号

平成二十五年十月二十五日にネーピードーで、ミャンマーラジオテレビ局番組ソフト及び放送編集機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十五年十一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　ミャンマーラジオテレビ局番組ソフト及び放送編集機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八千百九十万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

○農林水産省告示第二千八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県岩出市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県鳴門市瀬戸町明神字中山六の一、六の三（次の図に示す部分に限る。）、大津町大代字西奥一九一九、一九二一から一九二五まで、一九三〇から一九三五まで、一九三六の一、一九三六の二、一九三七、一九三八、一九三九の一、一九三九の二、一九四〇から一九四四まで、一九四八、一九四九、一九五〇の一、一九五一から一九五三まで、北灘町宿毛谷字クロハエ一三六の二、一四五の八、北灘町粟田字助ノ谷一八〇、一九二、北灘町折野字大川筋一一三の一から一一三の三まで、一一四の一二、一一四の一五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山六の一・六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字クロハエ一三六の二、一四五の八、字助ノ谷一八〇、一九二、字大川筋一一三の一・一一四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県鳴門市北灘町粟田字助ノ谷二七、四二、字東傍示三二三から三三三まで、三三四の一、三三四の二、三三五の一、三三五の二、北灘町折野字大川筋九、一〇、一八、二一、一〇九の一、一〇九の三（次の図に示す部分に限る。）、字柴折一、二、四、五・四八・五四・五五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五七、五八の一・五八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五九の一、五九の二（次の図に示す部分に限る。）、六〇の一、六〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字助ノ谷二七、四二、字東傍示三二三から三三六まで・三三四の一・三三四の二・三三五の一・三三五の二・字大川筋九・一〇・一八・二一・一〇九の一・一〇九の三（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、字柴折五七、六〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県鳴門市瀬戸町明神字馬越四八の一・四八の三・四八の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、北灘町粟田字湊六四から一〇九まで、一一〇（次の図に示す部分に限る。）、字山田一九、二一、二二、二三の一から二三の四まで、二四、二五、北灘町折野字大川筋五四、六〇から六二まで、字上東地六五の一から六五の三まで、六八の一、六八の二、六九から七二まで、七七から八〇まで、九四、九五、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の二、一〇六から一一一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬越四八の一、四八の三、四八の五、字湊六四、六六から六八まで、七〇から七三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八五から八七まで、一〇六・一一〇・字山田一九・二二・二三・二五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字大川筋六二、字上東地六五の一・六五の二・六九・七〇・七九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇七から一〇九まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。